

安城市農業委員会議事録（定例会）

日 時	令和8年1月22日（木） 開会 午後2時30分 閉会 午後3時10分
会 場	安城市役所本庁舎3階 第10会議室
委員会を構成する委員数	法第8条による委員数 14名 法第18条による委員数 28名
出席委員数	法第8条による委員数 14名 法第18条による委員数 25名
欠席委員	神谷 明志推進委員、熊谷 逸男推進委員、畔柳 真推進委員
議長	会長 林 茂樹
事務局	仲道事務局長、近藤事務局課長、池田主幹、石原係長、細井主査、池田主事、新山主事補、青山
議事録署名者	2 杉浦 和彦 委員 8 杉本 哲哉 委員

会議の記録

午後2時30分、林茂樹会長は議長となり開会を宣する。

続いて議長は、議事録署名者として次の2名を指名

議事録署名者は 2番 杉浦 和彦委員 8番 杉本 哲哉委員

欠席者は 10番 神谷 明志推進委員 12番 熊谷 逸男推進委員

16番 畔柳 真推進委員

続いて議長は議事に従い、下記のとおり議案を上程

□ 日程第1 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について

なお、この議案には、議事参与の制限を受ける委員がおられますが、まず、議案の全体説明を事務局にさせていただき、その後、議事参与の制限を受ける委員に退席していただき審議いたしますので、ご承知ください。

上記の議題について細井主査から次のとおり説明があった。

日程第1 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請についてご説明いたします。

今回の申請は、受付番号1番から12番の12件です。

申請内容は、所有権移転をするものが8件、使用貸借権を設定するものが2件、賃貸借権を設定するものが2件です。

受人の理由は、農耕に精進するためが12件です。

渡人の理由は、相手方の要望によるためが9件、農地を管理することが困難なためが3件です。

耕作従事要件や周辺地域との調和要件など、書類審査や現地調査などで確認しており、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えております。

以上で説明を終わります。

本案につきましては、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき議事参与の制限を受けるものから審議します。

それでは都築英治委員に関する事項について審議いたしますので、都築英治

委員は退席していただきます。

それでは、都築英治委員に関係する事項は、1 ページ目、受付番号 2 の案件です。ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

異議なしということですので、この案件は議案どおり決定させていただきます。都築英治委員は入室してください。

続きまして、都築英治委員に関係する事項を除く案件について審議いたします。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

□ 日程第 2 第 2 号議案 農地法第 4 条の規定による許可申請について及び
日程第 3 第 3 号議案 農地法第 5 条の規定による許可申請について

上記の議題について新山主事補から次のとおり説明があった。

それでは、日程第 2 第 2 号議案 農地法第 4 条の規定による申請についてご説明いたします。

今回の申請は受付番号 1 番、2 番の 2 件で、転用用途は農家住宅倉庫が 1 件、駐車場が 1 件です。

続きまして、日程第 3 第 3 号議案 農地法第 5 条の規定による申請についてご説明いたします。

今回の申請は、受付番号 1 から 8 番までの 8 件です。転用施設別に見ますと、一般個人住宅が 3 件、工場敷地が 1 件、駐車場が 1 件、車両置場が 2 件、資材置場が 1 件です。

お配りしています『1, 0 0 0 m²以上の案件位置図』と書かれた資料をご覧ください。

今回、個別説明をする大規模案件はございませんが、申請面積 1, 0 0 0 m²以上の案件について、受付番号 4 番の車両置場、7 番の資材置場の位置図を載せていますので場所をご確認ください。

個別に気になる案件がございましたら後ほどお問い合わせください。

なお、いずれの転用計画につきましても、土砂の流出や汚水・雨水の排水処理などについて、周囲農地等への悪影響を未然に防止する計画となっており、建築許可申請等の他法令上の手続がされていることを確認しております。

今回の申請に関する現地調査につきましては、1月13日（火）に加藤公健委員と岩瀬正則委員に行なっていただき、現地にて申請書類と農地区分やその許可の基準等について確認していただいております。

以上で説明を終わります

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

□ 日程第4 報告第1号 専決処分について

上記の議題について青山から次のとおり説明があった。

始めに、農地法第5条の届出についてご説明申し上げます。

今回の届出は、受付番号64番から67番、1番、2番の6件です。

転用の事由としましては、共同住宅の建築が1件、住宅の建築が5件です。

続きまして、農地法第18条の合意解約についてご説明申し上げます。

今回の申請は、受付番号1番から25番の25件です。

解約事由別にみますと、収用のための1件、売却するための6件、転用するための6件、利用権設定するための12件です。

最後に、農地法3条の取消願についてご説明申し上げます。

今回の申請は、受付番号1の1件です。

取消事由は譲受人が死亡したためです。

以上で説明を終わります。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

続いて、協議依頼事項について池田主事から次のとおり説明があった。

1 農用地利用計画変更申出について

事前送付資料、A4両面刷りの用紙「農用地利用計画変更申出について」をご覧ください。

今回、令和7年12月にありました農用地利用計画の変更申出につきましてご説明申し上げます。

申出の内訳は、農地から農業用施設用地への用途変更が1件、面積は587㎡です。

用途変更の目的は農業用倉庫の建築が1件です。裏面に案件の概要を記載しておりますのでご確認ください。

なお、現地確認につきましては、1月13日に、加藤公健委員と岩瀬正則委員にお願いし、実施いたしました。

本委員会でご了承いただくことができましたら、申出者へ内諾の通知書を発行させていただきます。

以上で説明を終わります。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

続いて、連絡・報告事項について石原係長から次のとおり説明があった。

1 令和7年農業委員会活動報告について

当農業委員会の昨年1年間の活動状況を報告するものでございまして、毎年この1月の定例会にてご報告しているものです。

資料は2種類ございますが、一つは定例会の資料の1ページから4ページまで、それから、もう一つは別冊としてお配りしてある令和7年農業委員会報告書の冊子でございます。このうち、定例会の資料の1ページから4ページまでは、別冊の報告書の中で使用されている用語の説明や、その他の補足事項が記載してありますので、ご自宅に帰られて報告書を改めてご覧になる際の参考としていただければと思います。

それでは、ここからの説明は、別冊の令和7年農業委員会報告書に沿って行いますので、報告書の1ページをご覧ください。

まず、農地法第3条による申請の処理状況についてご説明いたします。

(1)の件数及び面積の表では、上段は所有権移転、下段は賃借権等の権利設定の件数と面積がございまして、合計では42件、約65,000㎡の申請がありました。

次に(2)の内訳でございまして、アは譲受人の経営面積別に、イは譲渡人の理由別に整理しております。このうちイにつきましては、譲り渡す理由としては、例年と同じく相手方からの要望によるためというものが32件と、最も多くございました。

次に、2ページをご覧ください。農地法4条及び5条、つまり農地転用の処理状況につきまして、ごく簡単にご説明いたします。

表の上段は地方公共団体の、下段はそれ以外の一般の許可及び届出案件についての件数と面積の一覧となっております。

このうち、下段の地方公共団体以外の案件の許可のうち、5条転用許可につきましては、件数では分家住宅が52件と最も多く、面積では、粘土採掘場の一時転用などを含む駐車場・資材置場用地が約78,000㎡と最も大きく、次いで工場・作業所が約51,000㎡となっております。

下の表に移りますが、以上のものを始めとするすべての転用の許可、届出の合計は、件数にして220件、面積で約189,000㎡でした。前年は、この面積が約250,000㎡でしたので、前年と比較すると約60,000㎡減少しております。

続いて3ページをご覧ください。こちらには農地法3条から5条までの町別の処理状況が記載してございます。このうち3条申請や4条申請では地域の偏りはあまり見られませんでした。5条では今本町が10件で最も多く、次いで住吉町と桜井町が9件という結果となりました。

続いて4ページですが、こちらは農地法第18条の処理状況、つまり賃借権の合意解約の届出に関するもので、合計では187件、約344,000㎡ございました。

続きまして、5ページ、取消一覧表をご覧ください。計画の中止や変更等に伴う許可や届出の取消しの申請が、2件、2,348㎡ございました。

続いて、6ページの、比較対照表をご覧ください。

この表は、ここまでにご説明いたしました各種申請等の処理状況を、令和6年と、令和7年とで比較できるようにしたものです。その中で、3条所有権移転が令和6年の100件に対し、令和7年は33件と、前年に比べ、件数、面積ともに大きく減少しておりますが、主な要因としては、所有権移転の許可申請の場合、原則として1,000㎡以上3年以上耕作していること要件とするなど、審査基準を見直した結果であると考えております。

次に、7ページをご覧ください。農用地利用集積等促進計画及び農用地利用集積計画についてでございますが、まず、上の(1)の表には、令和7年中に設定された利用権の面積を集計しております。このうち、農地中間管理事業又は相対によるものの新規・再設定による利用権設定面積の合計は、約3,697,000㎡で、畑・樹園地利用促進制度によるものの新規・再設定による利用権設定面積の合計は、約11,000㎡でございました。

次に、下の(2)の表は、現在市内の農地において設定されているすべての利用権の状況を集計したのですが、ここでいう利用権というのは、農地中間管理事業以外にも、従来の円滑化事業や畑・樹園地利用促進制度による権利設定のすべてを含む、広い意味のものを指しまして、その利用権設定面積の合計は、約2

43,000 a、ヘクタールで言いますと、約2,437 haとなっております。

そして、この合計面積の平成元年以降の経過を示したものが、次の8ページに記載してございます。

続いて、9ページをご覧ください。こちらは、集落別の農地集積の実績でございますが、安城市全体の権利設定率では、68.6%となっており、前年が67.5%でしたので、1.1ポイント伸びております。

続きまして、10ページは、相続税・贈与税の納税猶予に関する状況でございますが、令和7年に交付した相続税の納税猶予適格者証明は、23件ございました。

続きまして、11ページの10、農地改良届につきましては、田のかさ上げが2件、田畑転換が5件でございました。

その下の、11の諸証明願につきましては、件数はご覧のとおりですが、それぞれの証明等がどのようなものかということが、定例会資料の3ページに記載してありますので、またご覧をいただければと思います。

続きまして、12ページをご覧ください。農業委員会関係事業についてご説明申し上げます。

(3)の認定農業者育成事業ですが、認定農業者数につきましては、令和7年の実績は19人でございます。内訳としては新規が2人、再認定が17人で、結果、現状の認定農業者数は118人となっております。なお、ここに記載しておりますのは市が認定した認定農業者数でございまして、県認定の方はこの118人とは別に25人いらっしゃいます。

続いて、(5)の家族経営協定活動につきましては、次の13ページをご覧ください。家族経営協定の調印が行われた実績を年度ごとに表で示してございますが、令和7年度は、今のところ2家族が新規で調印され、2家族が更新されております。

次にその下、(6)の農地パトロールの結果につきましては、先月の定例会でも報告いたしましたとおり、違反転用指導対象農地は119筆で、約83,000㎡、不耕作地の指導対象農地は173筆で、約124,000㎡ございましたが、指導の結果、違反転用及び不耕作地を合わせて87筆、約54,000㎡が解消されました。

では次に、14ページをご覧ください。(7)の、農業者年金関係の状況につきましては、アの加入状況といたしましては、現在は50人で、イの受給者は27人となっております。ちなみに、この制度には新旧がございます。その違いは定例会資料の3ページに解説がありますので、またご覧いただければと思いますが、旧制度に基づく受給者は、現在104人いらっしゃいます。

続きまして、15ページですが、こちらには、毎月の会議等の開催状況を記載

してございます。

そして、16ページ及び17ページの農業委員会定例会協議事項等につきましては、毎月の定例会における議題が記載してございます。

次に、18ページの研修会等参加状況につきましては、委員の皆様が出席した会議や研修会を記載してあります。

続いて、19ページ及び20ページの調査事項につきましては、転用申請などに関する毎月の現地調査のほか、粘土採掘場等の現地調査の実施状況が記載してございます。

そして、次の21ページにあるのは、現在の委員名簿でございます。

最後に、22ページ及び23ページは、安城市の概要となっております。

以上で、令和7年農業委員会活動報告についての説明とさせていただきます。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

2 農地等利用最適化推進施策の改善に関する意見書の進捗状況について

第1回検討会を先月の定例会後に開催いたしました。

本日、配布いたしました資料のうち、「(案)農地等利用最適化推進施策の改善に関する意見書」と書いてある資料が、第1回検討会にていただいた意見等を踏まえて事務局で作成したものでございます。

本日の農業委員会の開催通知においても、ご案内いたしましたが、農業委員会終了後に第2回検討会を開催する予定をしております。本日の検討会では、第1回でいただいた意見に基づく修正内容の確認をし、検討会としての意見書(案)を固めてまいりたいと考えております。

ご都合のつく委員の方はご出席いただきますようお願いいたします。

3 未改善の不耕作地・違反転用農地に係る指導文書の送付について

資料はございませんので、口頭でのみご説明いたします。

先月の定例会で未改善と報告させていただいた不耕作地・違反転用農地につきまして、本日22日付けで再度指導文書を送付しております。所有者から皆様のもとへ連絡があった場合には、これまでと同様の要領で指導をお願いいたします。その際にご不明な点等ございましたら、随時事務局へご相談いただければと思います。

また、農地パトロールにおいてこれまで現地調査に当たっていただいた分の報酬につきましては、明日23日付けで、1月分の報酬と合わせて口座へ振込み

をさせていただきます。ただし、明細書は月額報酬分と農地パトロール分とは別々に作成して、机上の封筒に入れてありますので、後ほどご確認くださいませようお願いします。

4 配付物

今月は、のうねん1月号をお配りいたしましたので、ご活用ください。

5 次回の予定

2月24日(火)の午後1時30分から第4会議室にて運営委員会を、午後2時30分からは大会議室にて定例会を、定例会後に研修会を予定しております。なお、研修会につきましてはあくまで予定となりますので、開催できない可能性もございます。来月の開催通知にて正式なご案内を差し上げたいと思います。

また、来月は、所得税の確定申告と市県民税の申告が始まっており、市役所の駐車場が大変混み合うことも予想されますので、さくら庁舎の駐車場や立体駐車場の利用もご検討ください。

最後に、次第にはございませんが、事務局から2点、お願い事項がございます。

1点目は、委員の改選についてでございます。既にご案内させていただいたとおり、1月16日から2月16日までの期間で、委員の推薦及び応募の受付が開始しております。各地域における委員の選出についてご協力いただきますようお願いいたします。

2点目は、間近に控えた衆議院議員選挙に関連して、法令遵守のお願いでございます。

皆様は農業委員、農地利用最適化推進委委員という「非常勤特別職の公務員」の立場におられます。

公職選挙法に基づき、委員としての地位を政治的に利用することは固く禁じられております。

具体的には、候補者の応援の際に『農業委員(推進委委員)の〇〇です』と肩書きを名乗ったり、相談対応などの委員としての職務のついでに投票を依頼したりする行為は、禁止されている「地位の利用」にあたる恐れがあります。

地域の方から頼られる場面も多いかと思いますが、ご自身の公的身分を守るためにも、選挙活動をされる際は、あくまで一市民としての個人のお立場で、節度を持って行っていただきますよう、改めてお願い申し上げます。

連絡・報告事項については、以上でございます

議長が質疑を諮ったところ質問があった。

○ 石川和明推進委員

地域計画の推進の話ですが、昨年知立市でも研修がありました。国、県、安城市と順番に下りてくるわけですが、地域やケースで非常に温度差が大きいと感じます。安城の場合も先月、農用地利用改善組合長会議の中でも報告されていますが、この委員会の中でも情報を共有していく必要があるのではないですか。今日でなくても良いが、どこかの機会で同じ様なルールの下で動いていけるような流れを作っていく必要があるのかなと感じています。特に農地を維持していく中で、昔だと先祖からの農地は代々守っていくというのが前提だったが、今は相続の分散で農地をもらっても早く売却したいという方向がある。一方では農地を守っていくというギャップのずれもおきてきているのではないかと。そこをせっかくできた地域計画というルールに基づいて、情報を委員会の中で共有するようお願いしたいと思います。以上です。

議長が質疑を諮ったところ、全員意義なく了承。

午後3時10分、議長は閉会を宣する。